

令和7年 第2回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和7年2月17日(月)

会 場 南会津町役場本庁

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年2月17日(月) 午後1時30分

2 開催場所 南会津町役場本庁

3 出席した委員

農業委員 8名

1 番	湯田 重行	2 番	湯田 義三	3 番	酒井 圭
6 番	星 洋一	7 番	宗像美由紀	8 番	渡部 和幸
10 番	湯田 孝義	11 番	室井 文一		

4 出席した事務局職員

事務局長	星 貴夫	農地管理振興係長	芳賀 隆徳	職員	木村美沙季
------	------	----------	-------	----	-------

5 議 事

日程第1 欠席委員の報告について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 報告第1号 会務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

6 会議の概要

- 事務局長が開会を告げ会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。
- 議長 それでは、只今から議事に入ります。
日程第1「欠席委員の報告」についてであります。会議規則第4条
の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、4番、星隆一委
員、5番、芳賀美紀委員、9番、岡本寛司委員であります。
本日の出席委員は8名ですので、農業委員会等に関する法律第27条
第3項の規定による過半数に達しております。
- 議長 日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則
第20条第2項の規定により、7番、宗像美由紀委員、8番、渡部和幸委
員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願
いいたします。
- 議長 日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。
事務局からご報告をお願いします。
- 事務局 (事務局長 報告)
- 議長 只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質疑等がございましたら
お願いいたします。ありませんか。
- 議長 (「ありません。」の声あり)
ありがとうございます。
質問がないようですので、会務報告を終わります。
- 議長 日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題といたします。
事件番号1について、地区担当調査員の南郷第3区、大竹礼人推進委
員が欠席のため、事務局から調査結果の説明をお願いします。
- 事務局 (係長) 議案書の2ページ、3ページをご覧ください。農地法第3条の
規定による許可申請についてになります。譲渡人は●●●●●さん。農
業、***の方になります。譲受人は○○○○さん。建具業、こちらも
***の方になります。許可を受けようとする土地の表示につきまして
は、***字****番、田、□□㎡、同じく***番、畑、□□㎡、
同じく**番、畑、□□㎡、同じく**番、畑、□□㎡。全て所有権の
移転になります。申請事由といたしましては、譲渡人については相手方
からの要望があり、譲受人については経営規模の拡大で、無償での贈与
となります。まず、申請理由から説明させていただきます。譲渡人は相
手方の要望で無償で譲り渡し、譲受人は譲り受けて経営規模の拡大を行
うというようなものになってございます。次に、農地法第3条の許可の

各要件の状況について説明いたします。1点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りましたところ、本人100日、長男が50日となっており、目安としている年間150日の農作業常時従事要件に問題ないと思われます。2点目、地域との調和要件でございますが、同地区内には集落営農などの組織や他農業者の集積、農地の分断など、他の農地の利用に影響を与えることはないと思われます。3点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、耕運機を保有されており、当該申請農地を含め、全ての農地を効率的に耕作管理することに問題はないと思われます。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ないかと思われます。こちらの農地ですが、〇〇さんの家のすぐ近くだということで、〇〇さんの方ですでに草刈り等の管理をしてお話の中で伺っておりますので、特段今後の管理には問題ないかと思われます。以上、調査いただいた結果、許可が相当であると判断されますのでご審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第10区渡部茂推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 事件番号2になります。譲渡人は●●●●さん。会社員、****の方になります。譲受人は〇〇〇〇さん。兼業農家、ほぼほぼ専業だと思われますが、**の方になります。許可を受けようとする土地の表示につきましては、**字****番*、畑、□□㎡、同じく**番*、畑、□□㎡、同じく**番*、田、□□㎡。全て所有権の移転になります。申請事由といたしましては、譲渡人については相手方からの要望、譲受人については経営規模の拡大となっております。こちらは10aあたり△△△△円の△△△△円で売買する形になります。申請理由については、譲渡人は相手方の要望により△△△△円で売り渡して所有権の移転を行い、譲受人は当該申請農地を買い受け、経営規模の拡大をするためとなっております。次に、農地法第3条の許可の各要件の状

況について説明いたします。1点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りましたところ、本人150日、奥様が60日となっております、目安としている年間150日の農作業常時従事要件に問題ないと思われます。2点目、地域との調和要件でございますが、同地区内には集落営農などの組織や他農業者の集積、農地の分断など、他の農地の利用に影響を与えることはないと思われます。3点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、トラクター、管理機、田植機、コンバイン等の大農機具を保有されており、当該申請農地を含め、全ての農地を効率的に耕作管理することに問題はないと思われます。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ないかと思われます。こちらの3筆につきましては、〇〇〇〇〇さんの自宅のすぐ裏手にある農地となっております。今現在、〇〇〇さんの方で借りて家庭菜園を行っているという話を聞いておりますので、特段問題はないかと思えます。以上、調査いただいた結果、許可が相当であると判断されますのでご審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

2 番 (湯田義三) ●●さんは**から**市に移ったのか。

事務局 (係長) 元々の土地の所有者は**の◎◎◎◎さんで、それを息子の●●さんが相続された形です。今現在は**市に住まわれています。

議 長 他にございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 ここで、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、湯田孝義職務代理者、退室願います。

(湯田孝義職務代理 退席)

議 長 次に、事件番号3を議題といたします。地区担当調査員の田島第4区湯田典大推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願い

します。

事務局

(係長) 4 ページ目をご覧ください。事件番号 3 になります。譲渡人は●●●●さん。●●の方になります。譲受人は○○○さん。●●の方になります。許可を受けようとする土地の表示につきましては、●●字●●●●番、田、□□□㎡。所有権の移転になります。申請事由といたしましては、譲渡人については相手方からの要望、譲受人については経営規模の拡大となっております。こちらは 10 a あたり△△△△円の売買になります。申請理由についてご説明させていただきます。譲受人は、縁あって●●地内に農地を所有し、現在、譲渡人の●●●●さんに貸し付けて耕作を依頼しております。この●●●●番は、現在、●●●●さんが耕作をしております。譲受人の○○○さんの息子さんがか社勤めの傍ら、兼業農家を目指して自己所有の田んぼを耕作している状況でありまして、将来的には自己所有の農地で営農したいという考えがあるということでした。息子の希望を叶えたいと譲渡人に相談したところ、当該申請農地を△△△△△円で譲り受けることができるという話になり、今回の農地法第 3 条の許可申請をしたという中身になってございます。次に、農地法第 3 条の許可の各要件の状況について説明いたします。1 点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りましたところ、本人 150 日、長男が 60 日となっております。目安としている年間 150 日の農作業常時従事要件に問題ないと思われまます。2 点目、地域との調和要件でございますが、同地区内には集落営農などの組織や他農業者の集積、農地の分断など、他の農地の利用に影響を与えることはないと思われまます。3 点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、トラクター、耕運機、管理機等の農機具を保有されており、当該申請農地を含め、全ての農地を効率的に耕作管理することに問題はないと思われまます。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ないかと思われまます。以上、調査いただいた結果、許可が相当であると判断されますのでご審議をお願いいたします。

議長

説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議長

(「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号 3 について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号 3 については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 湯田孝義職務代理者、入室願います。

(湯田孝義職務代理 入室)

議 長 以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

議 長 日程第5「議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局 (木村) 議案第2号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について説明します。議案書の6ページに一覧がございます。今回、一括方式での利用権設定は4件で、再転貸はありません。4番の●●さんと〇〇〇〇については、昨年12月の総会で一度審議し町へ意見したところですが、その後、期日までに、〇〇〇〇から書類の提出がなく貸借の設定ができなかったとのことで農政係から報告がありまして、今回改めて公告日を3月25日として審議することになっております。こちら〇〇〇〇の設定状況が新規設定の表示になってはいますが、再設定の間違いなので、すみませんが資料の訂正の方お願いいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、意見を求められておりますので、議案書の通り適当と認めてよいか伺うものです。なお、耕作者については、同法に係る貸付相手方に関する要件について、条件を満たしていることが確認できています。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議 長 総会に付議されました議事案件は、全て終了いたしました。
次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明をお願いします。

(事務局長 業務日程について説明)

議 長 説明が終わりました。何か質問ございませんか。

議 長

(「ありません」の声あり)

質問がないようですので、その他に入ります。

皆さんから何かありましたらお願いします。ございませんか。

(湯田孝義職務代理 令和7年度の予算削減について意見)

(星洋一委員 田島地区のアスパラの後継者について意見)

(湯田義三委員 備蓄米の在庫、ビニールハウスの被害状況について意見)

(渡部和幸委員 備蓄米の値段について意見)

(宗像美由紀委員 各作物の生産者の部会等について質問)

議 長

他に皆さんからありませんか。

議 長

(「ありません」の声あり)

無いようなので代理の方から閉会の言葉をお願いします。

職務代理

今週も天気の悪い日が続きますので、雪片付けの際は気を付けて行うようにしてください。これにて終了とします。ありがとうございました。

閉会 午後 2時28分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

7 番

8 番